

公益財団法人日本バレーボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。「https://www.jva.or.jp/jva/plans_and_reports/」または「<https://www.jva.or.jp/jva/constitution/>」

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明(2024)	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期ビジョン2040に基づいた、2024~2028年の中期経営計画を策定し、2024年3月18日の理事会にて承認された。 <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年4月2日に発表会見を行い、WEBサイトへ公開した。 <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職員・評議員の意見を参考に、中期経営計画プロジェクトで策定し、業務執行理事会の審議を経て、理事会で承認された。 	JVA長期ビジョン2024 中長期計画2028
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材採用/育成計画について中期経営計画に盛り込んだが、組織全体の見直しを行うことになったため、策定は保留となっている。 <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材採用/育成計画を「2025年上半期」までに公表する。 <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材採用/育成計画は業務推進本部を中心に策定。業務執行理事会で審議し、理事会にて承認する。 	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年4月に公表した中期経営計画に基づき財務体質の改善を重点に、各種事業を実施している。 ・事業年度ごとに収支予算書について理事会で審議・承認を行なっている。 <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに掲載し公表している。 <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職員（理事・事務局員）にアンケートを実施し、財務体質改善に向けた計画を策定している。「2025年3月」までに理事会の審議を完了する。 	JVA FORWARD PLAN 2028(中期経営計画2028) 収支予算書
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年10月13日に開催された第4回理事会（定例）において「役員選定規程」を改定し、外部理事の目標割合及び必要とする専門性を明記した。 ■外部理事：目標割合（25%） 現在割合（42%） <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年10月13日に開催された第4回理事会（定例）において「役員選定規程」を改定し、女性理事の目標割合を明記した。 ・加盟団体に対して女性役員の登用、育成を強く働きかけ、将来の理事候補者として育成を図る。 ■女性理事：目標割合（40%） 現在割合（26%） 	評議員選定規程 役員選定規程
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2026年に評議員の改選が行われるため、「2025年上半期」までに「評議員選定規程」を整備する。 ■外部評議員：目標割合（25%） 現在割合（42%） <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準(1)と同様に「2025年上半期」までに「評議員選定規程」を改定（整備）する。 ■女性評議員：目標割合（40%） 現在割合（38%） 	評議員選定規程 役員選定規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明(2024)	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】 ・アスリート委員会規程に基づき、委員会を設置し、年1回以上開催している。 【審査基準(2)について】 ・上記規程に従い、選定委員会を設置し、インドアバレーボール及びビーチバレーボール両方より性別も考えたうえで選考している。 【審査基準(3)について】 ・「役員選定規程」に基づき、アスリート委員会委員長は次期役員候補者の選考に加える。 ・委員会の位置づけが事務局長直轄の為、委員会での決定事項等は事務局長が理事会に報告している。	アスリート委員会名簿 アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準(1)について】 ・「定款」において、役員は理事15名以上20名以内、監事3名以内とし、現在は理事19名、監事3名で役員を構成している。 ・理事会の決議により専務理事を設置した。 ・理事は、競技経験者や経営的な専門家など、競技の専門的知識や専門家による客観的観点から審議を行うことで多様性を確保するよう努めている。	評議員・役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)について】 ・「定年に関する規程」において、評議員・役員は、選任基準日においてその年齢が70歳未満でなければならないとしている。 ・「役員選定規程」において、就任時に70歳未満である事を選定基準として明記している。	定年に関する規程 役員選定規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【審査基準(1)について】 ・2022年10月13日に開催された第4回理事会（定例）において「役員選定規程」を改定し、理事の再任回数の上限を通算5期、10年とした。 ・但し会長の再任においては次のいずれかに該当する場合に限り、通算7期まで再任可能とした。 ①国際バレーボール連盟の役職者である場合 ②当該候補者の実績等に鑑み、特に重要な国際競技会に向けた競技力向上をはじめとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該候補者が新たにまたは継続して会長を務めることが不可欠である特別な事情があると評価される場合 ・2024年10月21日に開催された第5回理事会（定例）において「評議員の選定に関するガイドライン」を改定し、評議員の再任回数の上限を通算2期、8年とした。 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	評議員・役員名簿 役員選定規程 評議員選定規程
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・「役員選定規程」により、理事からの委員選任を外部理事とする。また、外部委員を含める事を必須条件として規定している。 ・2024年10月21日開催の第5回理事会（定例）において、評議員会及び理事会等からの独立性を確保するため、選定委員会の委員長は外部理事あるいは外部委員が務める事を明記した。	役員選定規程
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準(1)について】 ・コンプライアンス規程を整備している。	コンプライアンス規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明(2024)	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を 整備しているか	【審査基準(1)について】 ・法人の運営に関して必要となる一般的な規程として、定款をはじめ各種規程を整備している。また、定款は2024年度、その他規程についても来 年度を目標に見直しを行っている。	定款 評議員会運営規程 理事会運営規程 加盟団体規程 事務局規程 経理規程 コンプライアンス規程
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・法人の業務に関して必要となる一般的な規程として、各種規程を整備している。 ・2024年9月13日に開催された第4回理事会（臨時）において「危機管理規程」が承認された。危機管理マニュアルは「2025年3月」までに策定す る。	理事会運営規程 加盟団体規程 事務局規程 経理規程
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備して いるか	【審査基準(1)について】 ・法人の役職員の報酬等に関する規程として、各種規程を整備している。 ・2023年12月12日開催の第6回理事会（臨時）にて会議体の報酬について分類分けを実施し、報酬の適正化を図った。その理事会にて「役員の報 酬規程」と「理事会運営規程」の改定が承認された。	評議員の報酬規程 役員の報酬規程 理事会運営規程 就業規則 給与規程 旅費規程
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・定款第3章において、財産及び会計について定めているほか、各種規程を整備している。	定款 経理規程 寄付金等取扱規程 特定費用準備資金等取扱規程
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備してい るか	【審査基準(1)について】 ・財政的基盤を整えるため、各種規程を整備している。	登録及び登録料に関する規程 チーム及び選手登録規程 バレーボール用品・用器具の公認・推 薦に関する規程 JVAメンバーの肖像権等に関する管理 運用規程 日本代表の肖像権規程
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する 規程その他選手の権利保護に関する規程を整備す ること	【審査基準(1)について】 ・バレーボールは、チーム競技としての「総合的なチーム戦力」を考慮しつつ、オリンピック競技大会ごとに、選考基準を策定している。 ・ビーチバレーボールにおいては、個々のペア（チーム）による代表枠（日本代表）の獲得を目指すため、オリンピックの出場権（出場チーム 枠）を日本として獲得したのちに、日本代表チームの選考方法をオリンピック競技大会ごとに策定している。 ・今後の検討として大会毎に策定するのではなく、基準となる規程を整備し、特筆する事項についてのみ大会での細則等を作成するように「2025 年3月」までに見直しを実施する。 【審査基準(2)について】 ・代表選手の肖像権を保護するため、日本代表肖像権規程を整備している。 【審査基準(3)について】 ・選手選考に関しては、強化委員会にて決定し理事会に報告している。	【2024パリ大会用】 バレーボール日本代表選手選考基準 ビーチバレーボール種目の予選方式と 日本代表チーム選考方法 【選手の権利保護等】 チーム及び選手登録規程 日本代表の肖像権規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明(2024)	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規 程を整備すること	【審査基準(1)について】 ・国内外で開催されるIF主催の国際大会における審判員の選考は、国際バレーボール連盟(IF)の指名により選考される。 ・国内大会ごとに、都道府県協会から各ブロックに審判員を推薦し、審判規則委員会にて協議の上選定している。 ・審判員等の資格認定に関する規程を整備している。	公認審判員規程 技術統計判定員規程
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談 ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や 問い合わせをできる体制を確保すること	【審査基準(1)について】 ・弁護士、税理士、社会保険労務士、外部監査法人と業務委託契約(顧問契約)を行い、日常的なサポートを必要に応じて受けられる体制を構築 している。 【審査基準(2)について】 ・業務執行理事会を定期的の実施し、問題の把握に努め法的知識に関しても弁護士等よりアドバイスを随時いただいている。	コンプライアンス規程 相談ルート業務委託契約書
20	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営する こと	【審査基準(1)について】 ・コンプライアンス規程において、コンプライアンスを有効に機能させるためにコンプライアンス委員会を設置している。 ・コンプライアンス委員会は、月に一回の頻度で開催し、議事録を残している。 【審査基準(2)について】 ・コンプライアンス規程に準じて、コンプライアンス強化を図っている。 ・今後、コンプライアンス委員会メンバーによるインテグリティ教育の実施を計画してゆく。 【審査基準(3)について】 ・委員7名のうち3名が女性委員である。	コンプライアンス規程 コンプライアンス委員会名簿 コンプライアンス委員会議事録 体罰・暴力・ハラスメント撲滅対策委 員会名簿
21	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護 士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置す ること	【審査基準(1)について】 ・コンプライアンス委員会の構成員には、弁護士、学識経験者が含まれている。	コンプライアンス委員会名簿
22	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実 施すること	【審査基準(1)について】 ・外部(スポーツ庁、JSPO、JSC、JOC)の講師を招いて評議員/役員(理事・監事)/事務局職員向けに、コンプライアンス研修を2024年度中に実 施する。	
23	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教 育を実施すること	【審査基準(1)について】 ・外部(スポーツ庁、JSPO、JSC、JOC)の講師を招いて「選手」及び「指導者」向け、コンプライアンス研修を2024年春に実施済み。	
24	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施 すること	【審査基準(1)について】 ・2024年8月、令和6年度A級審判員資格取得講習会・S1レフェリー技術強化事業において、受講生及び講師に対してそれぞれ審判員向けコンプ ライアンス教育を実施した。	
25	[原則6] 法務、会計等 の体制を構築すべきであ る	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを 日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準(1)について】 ・弁護士、税理士、社会保険労務士、外部監査法人と業務委託契約(顧問契約)を締結し、日常的なサポートを必要に応じて受けられる体制を構 築している。 【審査基準(2)について】 ・業務執行理事会を定期的の実施し問題の把握に努め、法律、税務、会計等の専門家よりアドバイスを随時いただいている。	相談ルート業務委託契約書 法律、税務、会計等の専門家のサポ ート体制表

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明(2024)	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種々の規程等を整備し、公正な会計原則を遵守している。 <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会の目的を理解し、見識と能力を満たしているものを監事として選任している。 <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「監事監査」を年一回実施し、監査法人による「外部監査」のうえ監査報告書も作成している。 	評議員・役員名簿 監事候補者リスト
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技力向上助成金とスポーツ振興くじ助成金の国庫補助金等を利用する際、ガイドライン（交付要綱・実施要領）に従い適切に処理を行っている。 ・必要に応じて、国や助成元における監査を受けている。 	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令上求められている貸借対照表のほか、正味財産増減計算書、収支予算書、定款、役員及び評議員の報酬規程、役員名簿、評議員名簿、役員会議事概要を「JVAホームページ」において情報を開示している。また、これらの書類は備置書類としても事務所内に保存している。 <p>■財務資料 https://www.jva.or.jp/jva/finance/</p> <p>■定款・規程類 https://www.jva.or.jp/jva/constitution/</p> <p>■役員名簿 https://www.jva.or.jp/organization/board/</p> <p>■評議員名簿 https://www.jva.or.jp/organization/council/</p> <p>■役員会議事録 https://www.jva.or.jp/organization/reports/</p>	
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バレーボールの「選手選考基準」及びビーチバレーボールの「日本代表チームの選考方法」をオリンピック競技大会ごとに「JVAホームページ」において情報を開示し、選考結果についても同ホームページにおいて開示している。 ・今後については大会毎に策定するのではなく、基準となる規程を整備し、特筆する事項についてのみ大会での細則等を作成する様に「2025年3月」までに見直しを実施する。 <p>https://www.jva.or.jp/wp-content/uploads/2024/02/paris2024_volleyball_selection.pdf</p> <p>https://www.jva.or.jp/wp-content/uploads/2024/02/paris2024_beachvolleyball_selection.pdf</p>	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JVAスポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況（2024年度）に関する自己説明を「JVAホームページ」で「2024年10月末」に開示する。 <p>https://www.jva.or.jp/wp-content/uploads/2024/10/JVA_sports_governance-241021.pdf</p>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明(2024)	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「利益相反規程」を設置している。利益相反の恐れがある場合にはコンプライアンス委員会で審議し、必要な事案については理事会での決議を行っている。重要な契約について慎重な検証を実施していく。 <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程に則り適切に管理していく。 ・利益相反のある事案が発生した時にはコンプライアンス委員会及び理事会で審議している。現時点で規定に抵触する様な利益相反の事案は発生していない。 	利益相反規程 利益相反ポリシー コンプライアンス規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「利益相反ポリシー」を設置している。 	利益相反規程 利益相反ポリシー コンプライアンス規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JVAホームページに掲載し、体罰・暴力・ハラスメント撲滅対策としてのポスターも作成し周知している。 <p>⇒コンプライアンスホットライン制度運用規程第3条（通報先）</p> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通報窓口には守秘義務を課している。 <p>⇒コンプライアンスホットライン制度運用規程第3条（通報先）</p> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通報者を特定し得る情報などの情報管理を徹底している。 <p>⇒コンプライアンスホットライン制度運用規程第7条（コンプライアンス委員会の役割）</p> <p>⇒コンプライアンスホットライン制度運用規程第10条（運用方法）</p> <p>【審査基準(4)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者に不利益な取り扱いを行うことを禁止している。 <p>⇒コンプライアンスホットライン制度運用規程第13条（通報者及び調査協力者の保護）</p> <p>【審査基準(5)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NF役職員に対し、随時通報が正当な行為であることを徹底している。 <p>⇒ポスターの配布によって周知徹底を図っている。</p> <p>⇒内部通報制度の実効性を高めるため独立した組織を新設し、利用件数や通報内容、その後の処理などを分析する。</p> <p>⇒通報手段を通報フォームによるものに統一する。</p>	コンプライアンスホットライン制度運用規程 体罰・暴力の相談窓口ポスター
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス違反及び体罰・暴力の相談窓口として、外部通報窓口（法律事務所）を設置している。 ・通報内容を処理するコンプライアンス委員会は、弁護士、学識経験者がメンバーに含まれている。 	コンプライアンスホットライン制度運用規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明(2024)	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス規程において、禁止行為、処分に至るまでの手続を定めている。 <p>⇒コンプライアンス規程第4条(適用範囲)、第6条(禁止事項)、第21条(懲戒処分)及び第4章法令等違反発生時の対応(第13、14、15、16、17、18、19、20条)</p> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「JVAホームページ」に掲載し周知している。 <p>https://www.jva.or.jp/jva/pdf/teikan/compliance.pdf?210924</p> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁明の機会の付与を規程に定めている。 <p>⇒コンプライアンス規程第24条(弁明の機会の付与)</p> <p>【審査基準(4)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知するよう、「2025年3月」までにコンプライアンス規程を改定する。 	コンプライアンス規程 日本バレーボール協会処分基準
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分審査を行うコンプライアンス委員会には、弁護士、学識経験者という中立性、専門性を有するメンバーが含まれている。 	コンプライアンス規程 コンプライアンス委員会名簿
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JVAでは、コンプライアンス規程(第28条)により、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。 <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲のJVAの決定について対象にしている。 <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立期間について期間を設けていない。 	コンプライアンス規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JVAでは、コンプライアンス規程(第28条)により、JSAAによるスポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知している。処分通知を渡す際にコンプライアンス規程の条文を説明している。 	コンプライアンス規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年9月13日に開催された第4回理事会(臨時)において「危機管理規程」が承認され施行した。 <p>【審査基準(2)/(3)/(4)について】</p> <p>審査基準を盛り込んだ危機管理マニュアルを「2025年3月」までに策定する。</p>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明(2024)	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去において1件、法令に違反していると判断される不祥事が発生した。 2019年12月にビーチバレーボールワールドツアー男子イラン大会においてキャンセル申請遅れが生じた際のキャンセル手続きにおいて、担当役員が虚偽の記載のある診断書を作成し、国際バレーボール連盟(FIVB)に提出していた事実が最近になって発覚し、2021年9月30日に公表した。 本事案については2021年10月14日の定例理事会にて第三者による調査委員会立上げを決議。当該委員会にて事実の再調査を行ない、担当役員を含む関係者の処分案を検討、再発防止策とともに2021年12月17日の臨時理事会に上程された。 ・2021年12月17日臨時理事会 → 第三者委員会による調査報告～コンプライアンス委員会が示した処分内容への見解と再発防止策提言 ・同理事会決議 → 処分内容に関しては慎重な審議が必要。「処分案検討ワーキンググループ」を理事会内に設置して検討継続し、2022年1月13日定例理事会で最終的に決定する。 ⇒ 最終処分決定。 解職及び辞任勧告→本人辞任；会長、事務局長、本部長、副本部長 以上4名。厳重注意；役職員3名。 直ちに河本会長代行(副会長)、村上事務局長代行(業務執行理事)らによる暫定体制に移行し、第三者委員会の提言に沿った以下改善と再発防止策の履行を決議した。 1) 組織体制の見直し～計画的なローテーション、縦割り意識の改善 ⇒2023年2月1日付で一部職員の人事異動を実施。 ⇒2023年6月16日の臨時理事会にて、改定した「役員選定規程」に基づくJVA理事20名による新体制が発足した。 2) 内部通報体制の整備 ⇒進捗については33項を参照ください。 3) 危機管理体制の整備 ⇒進捗については39項を参照ください。 4) コンプライアンス教育の徹底 ⇒進捗については22項、23項、24項を参照ください。 	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記No.40記載の不祥事に対応すべく、独立性・中立性・専門性を有する3名の弁護士で構成する第三者委員会を2021年11月5日付で立ち上げた。 ⇒当該委員会からの提言に基づいて、改善と再発防止策を履行した。 	2021年11月5日付プレスリリース～第三者委員会発足について
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟団体規程において、加盟の要件、加盟団体の権限、義務を規定している。 <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JVAが加盟団体に対し、事業の運営について必要な指導・助言をすること、説明等を求めること、理事会の決議により処分を行うことができることを規定している。 <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年二回の加盟団体代表委員総会において、質問等含め助言等を行っている。 ⇒2023年6月30日の加盟団体代表委員総会において、法人化に向けたマイルストーンを提示し、2027年までに法人格を取得するように依頼した。 併せて組織基盤改革プロジェクトを発足させ、都道府県協会と一体となった機構改革を推進している。 	加盟団体規程 全国ブロック理事長会規程 全国ブロック理事長会運営規程 加盟団体代表委員総会資料

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明(2024)	証憑書類
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準(1)について】 ・加盟団体規程において、年二回の加盟団体代表委員総会を開催し、JVAから情報提供や研修会を実施している。 ・2024年度中に、加盟団体に対するガバナンス確保、コンプライアンス強化に向けた研修会を実施する。(2025年2月に開催の加盟団体代表委員総会にて実施予定。)	